

バーチャルハリウッド協議会 規約

第1条 (名称)

この協議会は、バーチャルハリウッド協議会（英文名：Virtual Hollywood® Council（以下「協議会」という。））と称する。Virtual Hollywood®は、富士ゼロックス株式会社(本社：東京都港区赤坂九丁目7番3号)の登録商標である。

第2条 (目的)

協議会は、企業が新たな価値を創出し続ける土壌づくりのためのプログラムである「Virtual Hollywood®」を通じ、社員が会社や組織の境界を超え社内外の仲間と共に「自発的な提案・実践」に取り組む活動を支援すること、並びに相互交流を通じて「Virtual Hollywood®」の理念について普及及び探求していくことを目的（以下「目的」という。）とする。

第3条 (事業)

協議会は、目的を達成するため、次の取り組み（以下「事業」という。）を行うこととする。

- (1) 「Virtual Hollywood®」についての知識やノウハウの探求及び活性化活動
- (2) 「Virtual Hollywood®」の理念に沿った経営モデルの探求及び相互啓発活動
- (3) セミナー及び研究会等交流活動の開催
- (4) データベースによる情報提供
- (5) その他「Virtual Hollywood®」の理念に沿った必要な活動

第4条 (会員)

協議会の会員（以下「会員」という。）は、目的に賛同する事業者、団体及び個人（以下「事業者等」という。）とする。

第5条 (事務局会)

協議会は、目的を達成するため、次のとおり事務局会を設けることとする。

- (1) 事務局会は、各会員の代表者で構成するものとし、事業の運営を担うものとする。
- (2) 事務局会は、事務局長1名、会計若干名、会計監査若干名及び事務局員で構成するものとし、次の事項についての職務を担うものとする。ただし、事務局長、会計及び会計監査は、相互に兼ねることはできない。
 - ① 事務局長は、年度の期初、期末及び適宜事務局会を開催する。
 - ② 会計は、会費の管理及び収支報告及び決算報告を事務局会に行う。
 - ③ 会計監査は、収支報告及び決算報告の収支内容を監査し、監査結果を事務局会に報告する。
 - ④ 事務局員は、事業の運営を推進するものとし、事務局長に対し、事務局会の開催を請求することができる。
- (3) 事務局会は、次の事項について議決する。議決は、事務局会の過半数の同意を得ることとし、

インターネットを介して同意を得ることができる。

- ① 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - ② 事業報告及び収支決算
 - ③ 事務局長、会計及び会計監査の任命及び解任
 - ④ 本規約の変更
 - ⑤ 入会を希望する事業者等の入会審議
 - ⑥ 入会金及び会費の額
 - ⑦ 協議会の体制変更、解散及び合併
 - ⑧ その他、協議会の運営に関する必要事項
- (4) 事務局会は、相談役を設けることができる。
- (5) 事務局会は、適宜分科会を発足することができる。
- (6) 事務局会は、次の事項に該当する時に、事務局長、会計及び会計監査を解任することができる。
- ① 心身の故障のため、業務を遂行することができないと認められた時
 - ② 業務上の義務違反及び役職たるにふさわしくない行為があると認められた時
- (7) 事務局会は、次の事項に該当する時に、会員を除名することができる。
- ① 協議会の規約等に違反した時
 - ② 協議会の名誉を毀損、または目的に反する行為をした時

第6条（会計年度）

協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条（会費）

会員は、会計年度の事業の運営に要する費用として会費を納める。会計年度の途中で入会する会員の会費は、月割り計算はしない。会費は、退会、あるいは除名の場合においても返還しない。

第8条（入会）

協議会に入会を希望する事業者等を知り得た会員は、事業者等の入会目的及び意思を事務局会に連絡するものとする。

第9条（退会）

会員は、協議会を退会する場合、事前に事務局長にその旨を届けなければならない。なお、次の事由に該当する場合、退会したものとみなすものとする。

- ① 事業者、団体が解散または破産した時
- ② 個人が死亡した時
- ③ 会員が会費の納入を怠り3ヶ月以上滞納した時

第10条（事業の成果）

事業の運営及び成果に関する所有及び使用の権利は、原則として協議会に帰属するものとし、会員は、

会員である限り当該権利の使用が認められるものとする。

第 11 条（機密情報の保持）

会員は、事業の運営及び成果により知り得た会員相互の機密情報について、目的以外で使用してはならないものとし、会員相互の了解がある場合、事前に他の当事者の同意を得た場合、又は官公庁、裁判所及び行政等の公的機関から正当なる権限に基づき開示を求められた場合を除き、これを第三者に漏洩又は開示してはならないものとする。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではないものとする。

- ① 他の会員から知得する前に、すでに所有していた場合
- ② 他の会員から知得する前に、すでに公知の場合
- ③ 他の会員から知得した後に、自己の責に帰さない事由により公知となった場合
- ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得した場合

第 12 条（個人情報の取り扱い）

会員は、個人情報について取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に従って取り扱うものとし、事業以外には利用できないものとする。

第 13 条（商標の使用）

協議会は、第 1 条に規定する登録商標の使用許諾を富士ゼロックス株式会社から得ており、会員は、当該登録商標を使用することができる。

第 14 条（補則）

本規約の定めのない事項は、その都度、事務局会が別に定めるものとする。

附則

本規約は 2019 年 4 月 4 日より施行する。

附則（2020 年 4 月 1 日変更）

本規約は 2020 年 4 月 1 日より施行する。